

市役所の行政組織および事務の一部が変わります(4月1日より)

☎ 総務課 人事係 (Tel.88-8809)

変更前	変更後
企画振興課 <ul style="list-style-type: none"> 企画係 地方創生係 情報化推進係 ワンヘルス総合推進室 	企画振興課 <ul style="list-style-type: none"> 企画・地方創生係 DX・情報化推進係 総合政策課 <ul style="list-style-type: none"> シティプロモーション係 公共交通政策係 ワンヘルス総合推進室
変更内容 企画係と地方創生係を統合。総合政策課を新設し、シティプロモーション、ふるさと納税、移住定住業務、公共交通およびワンヘルス総合推進室を移管。	
子ども子育て課 <ul style="list-style-type: none"> 子ども子育て係 子育て世代包括支援センター係 	子ども子育て課 <ul style="list-style-type: none"> 子ども子育て係 こども家庭センター
変更内容 子育て世代包括支援センター係を、こども家庭センターとして新設。	
環境衛生課 <ul style="list-style-type: none"> 環境衛生係 循環型社会推進係 エネルギー政策課 <ul style="list-style-type: none"> エネルギー政策係 	環境政策課 <ul style="list-style-type: none"> 環境衛生係 脱炭素社会推進係
変更内容 環境衛生課とエネルギー政策課を統合。	
建設課 <ul style="list-style-type: none"> 庶務係 道路係 水路係 国土調査課 <ul style="list-style-type: none"> 国土調査係 	建設課 <ul style="list-style-type: none"> 庶務係 道路係 水路係 管理係
変更内容 国土調査課を廃止し、管理部門を建設課へ統合。	

市税の納め忘れにご注意ください

☎ 税務課 (Tel.64-1511)



令和6年度 市税納期限および口座振替日

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		全期										
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納付書納期限		5/31(金)	7/1(月)	7/31(水)	9/2(月)	9/30(月)	10/31(木)	12/2(月)	12/25(水)	1/31(金)	2/28(金)	3/31(月)
口座振替日		5/27(月)	6/25(火)	7/25(木)	8/26(月)	9/25(水)	10/25(金)	11/25(月)	12/20(金)	1/27(月)	2/20(木)	3/25(火)

※市県民税、国民健康保険税の年金特別徴収は偶数月です(年金支払者から直接市へ納付されます)。

※納付書は、年度分の全てを1期目に送付します(国民健康保険税を除く)。

※スマートフォン決済アプリや地方税お支払いサイトを利用して納付された場合、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関などの窓口での納付をお願いします。



愛犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに

☎ 環境政策課 環境衛生係 (Tel.64-1521)



犬の飼い主には狂犬病予防法で、飼い犬の登録と鑑札の装着、年に1度の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。市では狂犬病集団注射の会場を設けています。登録に変更がある場合は、必ず連絡してください。

■手数料

【すでに登録している犬】1頭につき3150円

【登録が済んでいない犬】1頭につき6150円

※登録済みの犬の飼い主には、市から案内を送付しています。接種時に必ずお持ちください。

■注意事項

①首輪をし、注射のときに愛犬が動かないように押さえられる人が連れてきてください。

※かみ癖がある場合は、口輪を付けてきてください。

②当日の体調により注射ができない場合があります。

③愛犬同士のけんかを避けるため、リードを短く持ってください。

④注射会場や会場までの道中でフンをした場合は、飼い主が責任をもって処理してください。

■狂犬病集団注射の日程

場所	日時
高田支所西側駐車場	4月16日(火)9時30分～11時
	4月25日(木)13時40分～14時10分
山川市民センター	4月17日(水)9時30分～11時
	4月25日(木)10時40分～11時20分
MIYAMAX	4月17日(水)13時30分～15時30分
	4月25日(木)14時40分～15時40分

※どの会場でも接種できます(雨天決行)。

■動物病院でも予防注射できます

動物病院で予防注射をする際は、病院へ事前予約をしてください。接種後は、病院で交付される証明書を環境衛生課に持参し、注射済票の交付を受けてください(交付手数料=550円)。

学生は国民年金の納付が猶予される制度があります

☎ 大牟田年金事務所 (Tel.52-5294)、健康づくり課 国保年金係 (Tel.64-1529)



20歳になると、国民年金保険料の納付が義務付けられます。学生は、本人の所得が一定以下であれば納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

■対象

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在籍する学生

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

■手続き場所

健康づくり課国保年金係、各支所市民サービス係、大牟田年金事務所

■持ってくるもの

在学証明書(原本)または学生証、年金手帳または基礎年金番号通知書またはマイナンバーカード

※代理人が申請する場合は、来庁者の本人確認ができるものをお持ちください。別世帯の場合は委任状をお持ちください。

【制度を利用すると】

▷ 病気やけがで障がいが残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます(要件があります)

▷ 老齢基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます(追納しないと受給額には反映しません)

▷ 承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば追納できます(承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降から加算額が上乘せされます)

▷ 承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば追納できます(承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降から加算額が上乘せされます)

【学生納付特例は毎年申請が必要です】

令和5年度に承認を受け、令和6年度も在学予定の人には日本年金機構から申請はがきが送付されます。必要事項を記載して投函ください。

出会い・結婚サポート事業を募集します

問 企画振興課 企画・地方創生係 (Tel64-1504)

結婚を希望する男女の出会いの創出や異性とのコミュニケーション能力の向上など、結婚へのきっかけづくりなどを支援する事業に対し、事業費の一部を補助します。詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。

- 事業条件
- ①参加者は20歳以上の独身男女
- ②参加者の総数は10人以上で、半数以上が市内在住または在勤者
- ③参加料が適正な額である
- ④市内で事業を実施する
- ⑤令和7年3月31日までに事業を完了する

- 対象団体
- 市内に活動の拠点、事務所、店舗などを有する団体
- 補助金額など
- 経費から参加料などを差し引いた額で上限10万円



市民協働まちづくり事業を募集します

問 企画振興課 企画・地方創生係 (Tel64-1504)

市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくりに自主的かつ主体的に取り組む団体へ事業費の一部を補助します。詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。

- 補助対象団体 次の要件を全て満たす団体
- ①5人以上で構成され、過半数が市内在住または在勤、在学
- ②団体の組織・運営を定めた規約、会則などがある
- ③活動拠点が市内にあり、市内で主な活動を行っている

- 補助対象事業
- 地域の活性化や課題解決を目的に、新規または既存の活動を拡充するもので、自発的な参加によって行われる公益性のある事業。
- 補助金額 対象経費の5分の4以内(上限30万円)
- 申請期限 5月9日(木)

コミュニティ助成事業のお知らせ

問 企画振興課 企画・地方創生係 (Tel64-1504)

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、行政区、自治会などの地域に密着した団体に対し助成を行っています。

- 助成内容
- ①コミュニティセンター助成事業
- 公民館などの建設に要する事業費の5分の3以内(上限1500万円)
- ②一般コミュニティ助成事業
- コミュニティ活動に必要な設備などの整備に要する経費(100万円以上250万円以下)

- 申請方法
- 企画振興課に備え付けの要望書、添付書類を作成して提出ください。先着順で随時受け付けています。
- 注意事項
- 申請待ちの団体が多数あるため、自治総合センターへの正式な申請までは①は30年程度、②は15年程度かかる予定です。



低所得世帯へ給付金を支給します

問 みやま市物価高騰対応重点支援給付金事務室 (Tel63-3940)



物価高騰の影響を受けている低所得世帯への支援として給付金を支給します。現在、対象世帯へ通知書・確認書等を順次送付しています。基準日(令和5年12月1日時点)でみやま市内に住民票がある世帯が対象です。

低所得世帯支援給付金 種別・支給対象世帯	支給額	手続き
▶住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金 世帯全員の令和5年度分住民税が均等割のみ課税である世帯	1世帯あたり 10万円	3月末より、対象世帯へ支給要件確認書の送付を開始しています。必要事項を記入し、給付金事務室に返送・提出してください。
▶低所得子育て世帯子ども加算分給付金 世帯全員の令和5年度分住民税が均等割のみ課税である世帯で18歳以下の子どもがいる世帯	18歳以下(H17年4月2日生まれ以降)の子ども1人あたり 5万円	
世帯全員の令和5年度分住民税が非課税の世帯で18歳以下の子どもがいる世帯		非課税世帯給付金(7万円)を受給済みの非課税子育て世帯へ支給通知書を順次送付しています。内容に変更ない場合は手続き不要です。

※世帯全員が住民税課税者から扶養を受けている世帯は対象外です。※基準日以降に生まれた新生児の加算については別途お知らせします。※施設入所児童は、子ども加算の対象外です。

中山間地域などで農業をしませんか

問 農林水産課 園芸水産林務係 (Tel64-1522)



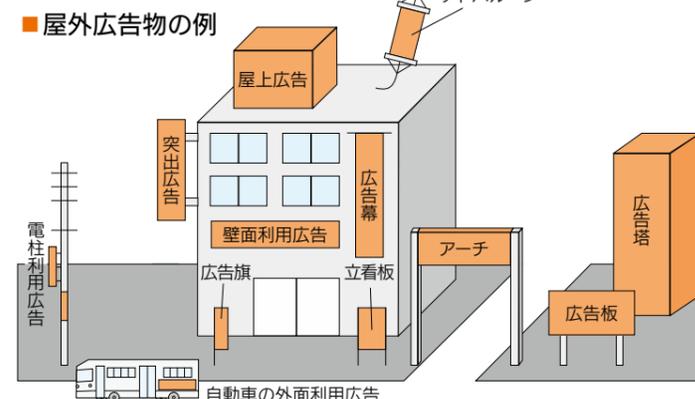
農業生産条件が不利な中山間地域などで、集落などを単位に、農地を維持・管理するための取り決めをして農業生産活動などを行う場合、面積に応じて一定額を交付します。なお、交付を受けるためには原則5年間、農業生産活動を維持する必要があります。詳しくは問い合わせください。

- 対象地域
- 地目ごとに一定以上の勾配のある市内の中山間地域など(農振農用地に限る)。
- ※新たに令和6年度からの事業実施を希望する場合は、4月30日(火)までに相談ください。

地目	区分	勾配	10割単価	8割単価
田	急傾斜	1/20以上	21,000円	16,800円
	緩傾斜	1/100以上1/20未満	8,000円	6,400円
畑	急傾斜	15度以上	11,500円	9,200円
	緩傾斜	8度以上15度未満	3,500円	2,800円

屋外広告物の掲出には許可が必要です

問 都市計画課 都市計画係 (Tel64-1532)



まちの良好な景観を守るため、屋外広告物を掲出する場合は、福岡県屋外広告物条例に基づく許可が必要です。営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利のものでも、一定期間継続して屋外で表示されるのであれば、屋外広告物に該当します。詳しくは都市計画課に問い合わせください。

お子様メニューでみやまを応援キャンペーン!

チケットを集めてくすっぴーグッズをもらおう!

問 総合政策課 シティプロモーション係 (Tel64-1550)

市内の対象飲食店で、小学生以下のお子様向けの対象メニューまたはサービスを注文してチケットを集めると、オリジナルくすっぴーグッズと交換できるキャンペーンを実施します。キャンペーンに参加いただける協力店舗も募集しています。



チケットを集めてもらえるグッズ



オリジナルプレート (皿)

▶先着400人

チケット
5枚
と交換



**オリジナルカトラリーセット
(箸、スプーン、フォークのセット)**

▶先着500人

チケット
3枚
と交換

- チケット配布期間 5月1日～8月31日
- くすっぴーグッズ交換期間 6月1日～9月30日
- 協力店舗募集期間 4月15日まで(募集期間終了後も参加可能です。)
- ※ グッズがなくなった場合、予告なくキャンペーンを終了またはグッズの内容を変更する場合があります。

きれいな歯のぼくたち・わたしたち

3歳児健診で虫歯がゼロだったお子さんです。



猪名富 心翔 ちゃん
(高田町)



下畑 茉大 ちゃん
(山川町)



田中 柊伍 ちゃん
(瀬高町)



徳永 禅 ちゃん
(山川町)



橋本 滯 ちゃん
(瀬高町)



平野 雅来 ちゃん
(瀬高町)



平野 利来 ちゃん
(瀬高町)



宮本 銀士 ちゃん
(瀬高町)

掲載希望者は、写真を3歳児健診時または市役所(本庁)子ども子育て課へお持ちください。

問 子ども子育て課 子育て世代包括支援センター係 (Tel 64-1520)

児童手当を受ける際は申請が必要です

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)



児童手当は申請に基づいて支給します。出生・転入などにより受給資格が生じた場合は、すみやかに住所地の市区町村の窓口で請求の手続きをしてください。申請が遅れると支給されない月が生じる場合があります。

■ 支給対象

日本国内に住所があり、中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人

■ 手続きに必要なもの

- ① 請求者名義の普通預金の通帳またはキャッシュカード
- ② 請求者の健康保険証の写し
- ③ 請求者と配偶者のマイナンバーが分かるもの
- ④ 本人確認書類(運転免許証など)
- ⑤ その他必要な書類

■ 支給時期

手当は原則として年3回(2月、6月、10月の各15日)それぞれの前月分まで支給します

※ 申請月の翌月から支給が開始され、支給事由が消滅した日の属する月分で終わります。

※ 支給開始月の特例として、転入または出産などにより請求ができなかった場合、やむを得ない理由がなくなった後15日以内に請求すれば、転入日などの属する月の翌月分から支給が開始されます。

こんな時にも手続きが必要です

■ 受給者が公務員になった場合または退職などにより公務員でなくなった場合

勤務先とみやま市それぞれで手続きが必要です。申請が遅れると支給されない月が生じる場合があります。詳しくは問い合わせください。

■ 所得上限限度額を下回ったとき

児童手当の支給額は、令和5年中(1月分～5月分までは令和4年中)の所得額で判定します。現在、所得上限限度額を超えるなどして、児童手当が支給されていない人の所得額が限度額未満になった場合は、**5月末まで**に申請が必要です。年度途中で所得更正などにより、所得上限限度額を下回った場合も申請ください。

■ 受給者が他の市町村へ転出するとき
みやま市での受給資格が消滅します。支給事由消滅届の提出が必要です。

■ その他(例)

- ① 新たに受給資格が生じたとき
- ② 支給対象の児童の人数が変更になったとき
- ③ 氏名・住所が変更になったとき

児童扶養手当・特別児童扶養手当の額変更

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535) ▲児童扶養手当 ▲特別児童扶養手当



令和6年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当の額は、物価変動率(プラス3.2%)に基づき変更になります。各手当の支給要件など、詳しくは問い合わせください。

手当の名称		手当額(月額)	
児童扶養手当	全部支給	45,500円	
	一部支給	10,740～45,490円	
	第2子加算額	全部支給	10,750円
		一部支給	5,380～10,740円
第3子以降加算額	全部支給	6,450円	
	一部支給	3,230～6,440円	
特別児童扶養手当	1級	55,350円	
	2級	36,860円	

【手当を受けるには、申請が必要です】

■ 児童扶養手当

離婚などでひとり親になった家庭などの生活の安定を図り、自立を促進することを目的に支給されます。

■ 特別児童扶養手当

精神または身体が、法令で定める程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給されます。